



# MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.29-10 2018.10.6

## 経営者初級講座 第3回開講 御礼

9月19日(水) 税理士法人柳澤会計・研修室にて『がんばる経営者のための経営者初級講座 全3回』最終回「会社を伸ばす計画づくり」を開講いたしました。企業の行動指針のひとつである経営理念を実現するにはどのようにしていくべきか、その解決策の一つとして自社の現状・実情を把握、自社の問題点を



浮き彫りにし、どのような財務戦略が必要かを明確にすることそして経営サイクルの仕組みを社内につくり定着させることで目標を達成できる経営体質を確立するための方法をご説明させていただきました。

また、金融機関に融資の申し込みをした時に、金融機関が自社の決算書をどのような基準で評価しているのかを知ることは、企業経営にとって重要なポイントの一つです。金融機関の見方とそれをもとにどのような財務戦略が必要かについてもお話しさせていただきました。今年の経営者初級講座はすべて終了となりましたが来年度も開催予定ですので、ぜひご参加ください。

## 消費税改正 軽減税率対策補助金

消費税の軽減税率制度が2019年10月1日から実施される予定です。

軽減税率対策補助金とは、制度が実施されるに伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより導入準備を促進するための制度です。複数税率対応レジの導入等支援(A型)、受発注システムの改修等支援(B型)の申請類型があり、A型はさらに4種類、B型は2種類に分類されそれぞれの申請方式に分かれます。基本的には、補助率は2/3(対A機器により異なります)、A型の上限が1台あたり20万円、1事業者あたり200万円、B型の上限が発注システムの場合1,000万円、受注システムの場合150万円(両方の場合1,000万円)となっております。

ただし、「補助金」は「助成金」と異なり、要件を満たしたものであれば原則だれでも受け取れるというわけではなく、申請をしても審査に通過しなければ受け取ることはできません。また、申請方法や適用要件(購入時期、導入時期、支払方法)により適用できない場合がございますので、ご利用をご検討の場合、実行前に当事務所担当者にご確認いただければと思います。

◎補助金の申請受付期限 2019年9月30日(月)迄

※B-1型については上記期限内完了を前提に2019年12月16日(月)迄となります。

## 生前対策について（贈与）

平成27年に**相続税**の基礎控除の引き下げ・税率構造の見直しが実施されました。今後も少子高齢化による人口減少などにより相続税の増税が懸念されます。一方、子や孫に対する**贈与税**が暦年課税と精算課税の両制度において緩和され、住宅取得や結婚、子育て教育等の世代応援のための贈与税の減税も行われております。個人資産を若年世代に移転し、消費を促すために減税方向への改正がなされていることから、相続税対策の一環として生前贈与への関心が高まっています。



生前対策は相続税を下げる為だけでおこなうものではありません。ポイントは以下の3点です。

### 「争族対策」

故人が残した財産をめぐり、相続人の中で争いがおこることを指します。個人の権利意識の高まりや、景気の低迷といった社会的背景から、全国の家裁判所に申し立てられる遺産分割調停事件は年々増加しています。遺産額が相続税控除額の範囲内（申告不要）で課税されない事案が増加しているそうです。遺産額が多額なほど審理期間は長くなる傾向にあり、申告期限までに遺産が分割できない状況に陥ります。そうすると各種税額軽減等、相続税法上の特例が利用できなくなるなど税金面で不利となります。



### 「納税資金対策」

遺産に現金や預金・上場株式など比較的現金化しやすい資産があれば問題ありませんが、大部分を不動産や非上場株式など現金化が困難な資産である場合は要検討です。

相続税の納税は相続の申告期限（亡くなったことを知った日の翌日から10カ月以内）までに「金銭一括納付」が原則です。

納税の資金を用意する為に、不動産の売却や借入を選択することになるかもしれません。その場合、資産を有利な条件で売却できるとも限りませんし、納税期限までに売却できるとも限りません。

納税資金に悩まされないために早い段階から納税資金の対策をしていく必要があります。

### 「節税対策」

「遺産に係る相続税を低く抑えたい」この思いを叶えるのが、節税対策となります。まず、ご自身の財産の正しい姿を知ることから始めることが非常に重要です。具体的な財産が把握できないままでは、相続税がいくらかかるのかを知ることができません。

「争族対策」・「納税資金対策」はもちろん、想定外に高額資産の存在が判明しても、生前に対策をしていけば可能であった節税が死後にはできないということもございます。生前対策は上記3つのポイントを含めると、人それぞれに方法が異なり、計画的に進めていくこと大切です。次号から3つのポイントについて個別にお伝えしていきたいと思っております。



（斉藤 直人）



## 補助金をもらって経営計画を作ることができるって本当？

経営改善計画を作る場合、補助金を受けて経営計画を作ることができます。

### 1. 経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況です。これはこうした中小企業・小規模事業者が、金融機関からの金融支援を受けるために金融機関が必要とする経営改善計画を、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された認定支援機関に策定支援を依頼し、その費用の一部を国が負担することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するものです。なお補助される金額は、中小企業



・小規模事業者が認定支援機関に対して負担する**経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、2/3（上限200万円）**です。

### 2. 早期経営改善計画策定支援事業

早期の経営改善に取り組みたい中小企業・小規模事業者が、資金繰り管理や採算管理など基本的な経営改善計画を認定支援機関の支援を受けて策定する場合、その費用の一部を国が負担する制度です。

上記の「経営改善計画策定支援事業」は、金融機関の金融支援が必要なことが前提ですが、「早期経営改善計画策定事業」は、金融支援が要件となっていないため、広く活用することが可能です。なお、補助される金額は、**専門家等に対する支払費用の2/3（上限20万円）**です。

#### ① 早期経営改善計画策定支援の特徴

- ・基本的な経営計画を早期に作成できます。
- ・計画策定から1年後、専門家がフォローアップし進捗を確認します。
- ・計画策定により自社の状況を客観的に把握できます。
- ・必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介します。

#### ② 早期経営改善計画書の作成メリット

- ・自己の経営の見直しにより経営課題を発見・分析できます。
- ・資金繰りの把握が容易になります。
- ・計画書に基づき、事業の将来像を金融機関が確認できるようになります。



### 3. 認定支援機関とは？

中小企業の経営をサポートするための国が認定する公的な専門科チームです。認定支援機関には、それぞれの得意分野があります。課題に応じて、ピッタリの認定支援機関を見つけましょう。

<専門科チームのメンバー>

商工会、商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等

※税理士法人柳澤会計も認定支援機関です。



(橋本健治)

## 平成30年分 所得税確定申告のお知らせ

### ■初日提出にご協力ください

平成30年分の所得税確定申告の提出期限は平成31年3月15日（金）ですが、当事務所は今回も税務署の受付初日である平成31年2月18日（月）の提出を目標に取り組みます。

お客様には過去の整理・精算である所得税確定申告を早く終わりにし、平成31年度に気持ちを集中して頂くための取り組みでもあります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



### ■平成30年分 確定申告のお知らせの案内

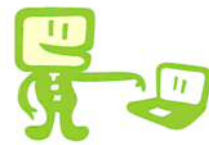
昨年当事務所で確定申告をお引き受けしたお客様宛に、平成30年分確定申告のお知らせをお送りさせていただきます。お客様の担当職員の連絡先等を記載してありますのでご確認ください。後日改めてご挨拶のご連絡をさせていただきます。

### ■必要資料のご準備をお願いします

例年10月下旬から「保険料の控除証明書」などが郵送で届き始めます。紛失しないよう保管をお願いします。必要資料等につきましては担当職員よりご連絡いたします。

### ■マイナンバーのご準備をお願いします

新規に確定申告を当事務所へご依頼くださる場合、マイナンバーのご用意をお願いしております。申告手続に必要となりますのでご協力をよろしくお願いいたします。



(所得税委員会)

## 職員コラム ～ 運動会 ～

鎌倉 一成

朝夕は冷え込むようになり、すっかり秋の気配が色濃くなってきました。保育園や小学校では運動会の時期にもなっています。私には2歳の息子がおりますが、今年から保育園に入り、初めての運動会を迎えようとしています。保育園で運動会の練習をしているのか家でも「えい、えい、おー」と声を上げています。運動会を理解しているか分かりませんが、息子の気分は高まっているようです。



ここまで大きな病気もせずに育ってきてくれて、最近は言葉も出てくるようになり簡単な会話ができるようになりました。保育園に通いだしてからは更に成長が早くなったように感じています。また、自我が目覚めてきているのか思い通りにならないと言うことを聞かなくなる時もあり、子育ての大変さを感じている毎日でもあります。「魔の2歳児」、「魔の3歳児」という言葉をよく聞きますが、まさにその時期に突入しつつあり、これからさらに大変になるのかと不安に思うこともあります。



しかしこれは私自身が通ってきた道でもあり、私の両親も手を焼いていたのかなと思うと、改めて両親への感謝の念も出てきます。

これから息子の成長につれて様々な行事がありますが、できる限り参加して息子の成長を感じていきたいと思えます。また、可能な限りいろいろな所へ連れて行き、様々な経験をさせて、息子とともに私自身も親として成長していきたいと思っています。まずは初めての運動会が無事にできることを願うばかりです。